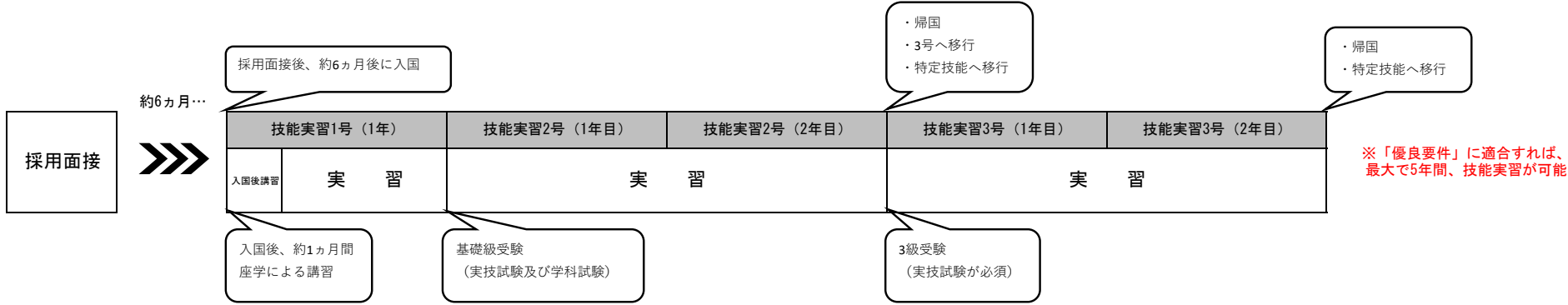


技能実習生の受入れについて

採用面接～技能実習修了までの流れ

技能実習生の受入れは採用面接から始まります。採用面接は現地訪問及びオンラインによる面接となります。
 技能実習は技能実習1号（1年間）と技能実習2号（2年間）の合計3年間となりますが、優良要件を満たしている場合、
 技能実習3号（2年間）に移行することが可能です。（通算5年の実習が可能）



技能実習生の受入れについて

基本人数枠

実習実施者の常勤職員数の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

人数枠

通常の実習実施者		優良基準適合の実習実施者		
第1号（1年間）	第2号（2年間）	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠まで	基本人数枠の2倍まで	基本人数枠の2倍まで	基本人数枠の4倍まで	基本人数枠の6倍まで

※1号技能実習生：常勤職員総数まで
 2号技能実習生：常勤職員総数の2倍まで
 3号技能実習生：常勤職員総数の3倍まで

左記の人数を超えてはならない

優良な実習実施者の要件（詳細）

項目	配点
①技能等の修得等に係る実績 【最大70点】	
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時時点の3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	<ul style="list-style-type: none"> ・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点 * 左欄に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・合格者3人以上:20点 ・合格者2人:10点 ・合格者1人:5点 ・合格者0人:0点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・有:5点
②技能実習を行わせる体制 【最大10点】	
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	<ul style="list-style-type: none"> ・全員有:5点
II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	<ul style="list-style-type: none"> ・全員有:5点

得点が満点(150点)の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

③技能実習生の待遇 【最大10点】(※)	
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<ul style="list-style-type: none"> ・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点
III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有:5点
④法令違反・問題の発生状況 【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当:-50点
⑤相談・支援体制 【最大45点】	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> ・有:5点
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・有:5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・基本人数枠以上の受入れ:25点 ※基本人数枠未満の受入れ:15点
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有:10点
⑥地域社会との共生 【最大10点】	
I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有:4点
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有:3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有:3点

(※) I から III までの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。